

# 粟崎地区 地籍再調査事業説明会

## 《 本日の内容 》

- ◆ 地籍再調査の事業概要、事業の流れ
- ◆ 土地所有者様へのお願い・留意事項
- ◆ 質疑応答

令和7年5月31日・6月1日  
金沢市 被災地区復旧推進室

<現状> 液状化に起因する地盤の「側方流動」が発生

…令和6年度に航空測量、街区測量を実施し、  
土地境界が移動していることを確認



<問題>

- ・道路等の復旧や土地の売買取引に支障となる
- ・広域で被害が生じており、個人間では解決が難しい



市と土地所有者で協力して境界を明確化する

## 1 個人が測量・分筆・売買（原則）

個人が所有者間で測量、分筆、売買等により登記情報を修正する  
⇒所有者の費用負担が大きく、問題解決に時間を要す恐れがある



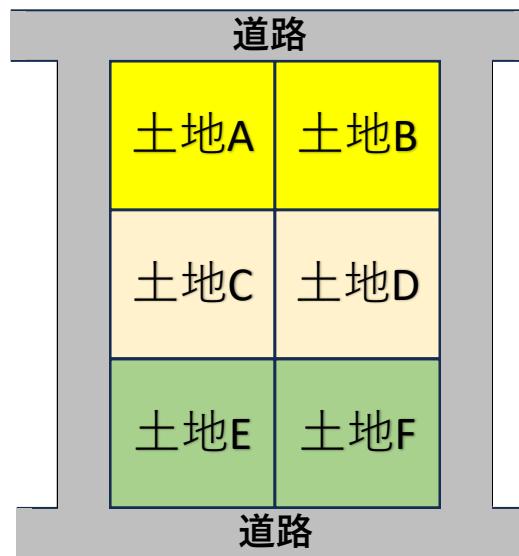
## 2 市が地籍再調査

国土交通省・法務局と協議し、採用

市が公図や登記簿を基に調査（測量）し、登記情報を修正する  
⇒所有者負担が少なく、問題解決まで時間が比較的早い

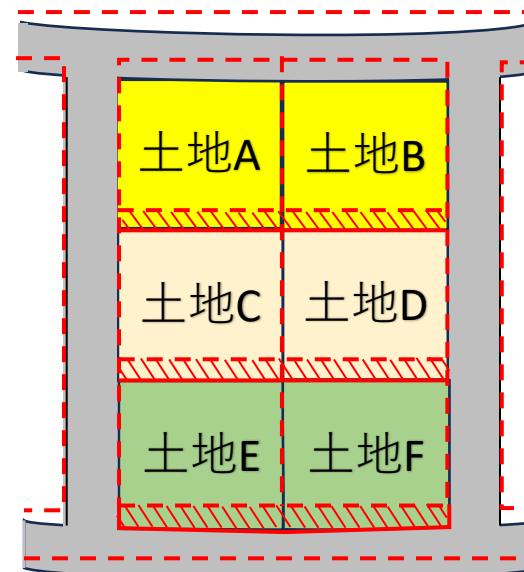


従前



側方流動

現在



# 実施区域と全体スケジュール

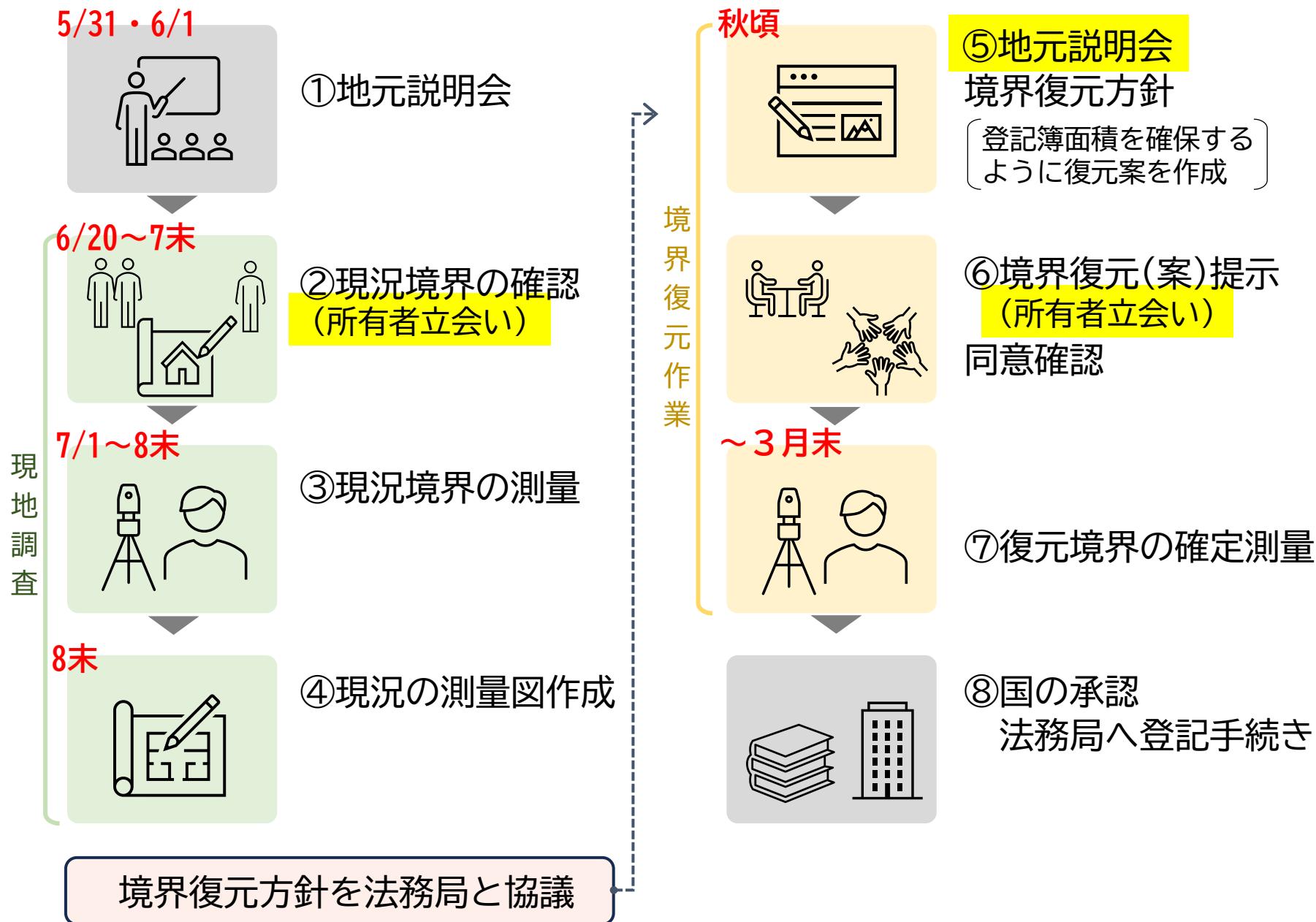


事業期間：令和7年度～令和9年度(予定)

	R 7年度		R 8年度		R 9年度		R 10年度
	R7.4	R7.10	R8.4	R8.10	R9.4	R9.10	R10.4
栗崎小学校周辺							
栗崎八幡神社 栗崎墓地 周辺							

# 令和7年度の事業スケジュール（栗崎小学校周辺）

4



## ◆ 現況境界の立会いで確認すること

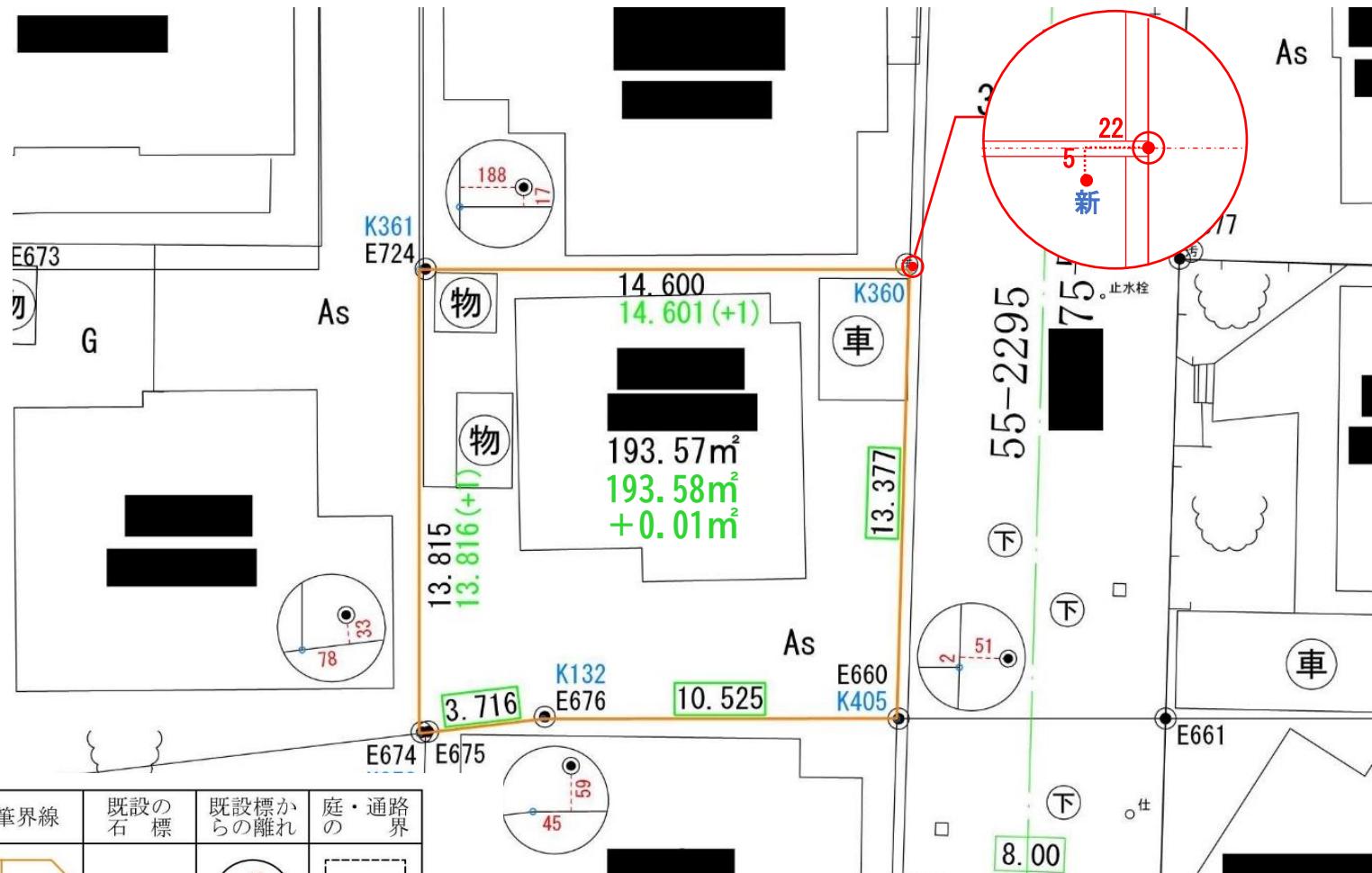
- ・所有者の皆さまの境界認識  
(擁壁・ブロック塀・フェンスなど)
- ・所有者の皆さまがお持ちの境界を示す図面  
(境界確認協議書、土地境界実測図など)

この現況境界の立会いによって、  
境界が確定するわけではありません。

※ 立会いを希望されない（市へ任せる）ときは、  
委任状の提出をお願いします。

# 境界復元(案)

境界復元(案)の作成は原則、登記簿面積を確保できるよう調整します



黒の数値: 登記上の公図辺長 (単位: m) や面積 (単位:  $m^2$ )

緑の数値: 更正予定の辺長 (単位: m) や面積 (単位:  $m^2$ )

公図辺長を公図で囲っている場合は、計算値が同じ (カッコ) 内の数値は登記辺長との差 (単位: mm)

## 6月2日 現況調査の立会い依頼文を郵送します。

## 〈送付する書類〉

- 立会い依頼文
- 境界位置に関する市への委任状
- 立会い日程

〈依頼文〉

〈委任状〉

<p>急 捷 方 外 令和7年6月2日 (2025年6月2日)</p> <p>土地所有者様 金沢市農業管理課 課長 中谷 祐一郎</p> <p>地籍再調査事業の現況調査（立会い）について（依頼）</p> <p>本市の地籍再調査事業の実施について、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>地籍再調査の実施及び現況の境界位置を把握するため、現地立会いを別途日程の上より行なうと存ります。ご多用中のことを恐縮ですが、立会いのご協力をお願い申し上げます。</p> <p>なお、お示しする日程がご都合に合わない又は時間指定など調整が必要な場合は、 前の表記業者へご一回くださいまうよりお願いいたします。</p> <p>また、現地立会いを希望されない場合は同封の委任状の捺印をお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 対 象 地 国：別紙「現況調査実施範囲及び立会日程」参照 2. 立 会 日 時：別紙「現況調査実施範囲及び立会日程」参照 3. 職 時 調 査終 手：(公財)石川県公地図整備課 土地家屋調査士協会 電話：076-291-3408 池田 伸也、北岸 (平日 9:00~17:00) Email：[email protected]</p> <p>（資産・地盤に関する問い合わせ） 系 統 者 (公財)石川県公地図整備課 土地家屋調査士協会 担当：石崎、北岸 電話：076-291-3408 Email：[email protected]</p> <p>（事業に関する問い合わせ） 金沢市農業管理課 担当：小林、吉本 電話：076-290-2362 Email：[email protected]</p>	
--	--

委 任 状																	
<p>国土整理法に基づき金沢市が実施する「栗崎地区地籍再調査事業」において、以下の土地における現地境界立会いを金沢市に委任します。</p> <table border="1"> <tr> <td>市町</td> <td>字</td> <td>地番</td> </tr> <tr> <td>金沢市栗崎町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（土地所有者・相続人）</p> <p>住 所 _____ 氏 一 名 (法人にあっては各市役所様・氏名) 電話番号 _____ ※複数名の場合は、代表者の署名によることが出来ます。 ※土地界線確認などのため、ご連絡する場合があります。</p>			市町	字	地番	金沢市栗崎町											
市町	字	地番															
金沢市栗崎町																	

# 現況調査当日の日程

※当資料は6月2日以降にA3サイズのものを郵送いたしますので、お手元にてご確認ください。



# 現況調査の日程（※今年度実施のエリアの場合）

## 立会い日程スケジュール

①	6月21日（土）午前 9：30～10：30
②	6月21日（土）午前10：30～11：30
③	6月21日（土）午前11：30～12：30
④	6月22日（日）午前 9：30～10：30
⑤	6月22日（日）午前10：30～11：30

※各グループの時間枠で順次立会してまいります。

進行状況によっては時間が多少前後することがありますのでご了承願います。

※複数の土地をお持ちの方、現地にお住まいでない方又は立会日時のご都合が合わない方は日時調整いたしますので、下記連絡先までご連絡をお願いします。

- ・①～⑤のグループの方 **6月18日（水）** までにご連絡をお願いします。
- ・⑥～⑯のグループの方 **6月30日（月）** までにご連絡をお願いします。

日時変更のお問い合わせ先

## 立会い日程スケジュール

⑥	7月 5日（土）午前 9：30～10：30
⑦	7月 5日（土）午前10：30～11：30
⑧	7月 5日（土）午前11：30～12：30
⑨	7月 6日（日）午前 9：30～10：30
⑩	7月 6日（日）午前10：30～11：30
⑪	7月 6日（日）午前11：30～12：30
⑫	7月12日（土）午前 9：30～10：30
⑬	7月12日（土）午前10：30～11：30
⑭	7月12日（土）午前11：30～12：30
⑮	7月13日（日）午前 9：30～10：30
⑯	7月13日（日）午前10：30～11：30
⑰	7月13日（日）午前11：30～12：30
⑱	7月19日（土）午前 9：30～10：30
⑲	7月19日（土）午前10：30～11：30

6月21日～7月31日— 現況調査の立会いを行います。

●当日立会いができる方

・所有者又は相続人

・代理人

（例）ご家族や親族など

立会われた方を記録するため、  
調査票へ確認の署名をお願いします

●当日立会いができない方

立会いを希望されない（市へ任せること）ときは、  
委任状の提出をお願いします。

※ご都合が合わない方、日時調整が必要な方は別途日時調整させて頂きます。

下記の連絡先までご連絡ください。

☎076-291-0408 ((公社)石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 担当 江端、北岸)

E-mail : [isikyo@lilac.ocn.ne.jp](mailto:isikyo@lilac.ocn.ne.jp)

- ・土地を所有者以外の方が使用している（賃貸借）場合は、  
使用されている方へ立ち入りについてお伝えください。

この現況境界の立会いによって、  
境界が確定するわけではありません。



- 調査士が順次ご自宅を訪問し調査を行います  
→インターホンを鳴らしお声掛けします  
※お住まいでのない方又は時間指定が必要な方は別途ご連絡ください  
☎076-291-0408  
((公社)石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 担当 江端、北岸)  
※ご不在の場合、連絡調査票の連絡先へご連絡させていただきます



- 境界及び登記情報が相違無いかを確認します  
【確認事項】
  - ・認識されている境界位置がどこか
  - ・登記簿記載情報に修正が無いか



- 現況測量を行うための位置をスプレー等でマークします  
※後日、改めて測量作業を行います。  
敷地内への立ち入りはお声掛けいたしますが、  
ご不在の場合は立ち入らせて頂きますのでご了承ください。



現況境界の確認作業終了（概ね20分ほど）

調査の際は、土地家屋調査士のビブス 又は 金沢市の腕章を着用します。



ビブス  
(土地家屋調査士)



金沢市腕章  
(測量業者・市職員)

## ◆ 今後のお願い

境界復元(案)に同意をいただく際には、  
相続人…全ての相続人の委任状が必要になります  
代理人…所有者の委任状が必要になります  
※あらかじめご準備の程お願いします。